

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
1	「要件事実論」(必須科目) 「要件事実総合」(随意科目) 「要件事実総合」(随意科目)	いずれも2単位・週1コマ (1コマ90分)	3セメ 4セメ 6セメ	専任(弁護士)1名 専任(弁護士/裁判官経験者)1名	司研『類型別』作成中 大江『ゼミナール』(219頁以下)	科目名 : その授業が進行中であるが、講義形式で進めている。 評価の方法: テストを実施。	配当年次についての考え方: 2年次前期(第3セメスター)という早い時期に(週1コマ2単位ではあるが)、要件事実論を配置した。それによって、その後の民事法科目の学習に当って、要件事実という発想方法を生かすことを狙っている。	担当教員2名は、共に司法研究所教官の経験があり、両名間での教育内容についての打ち合せ、協働の必要は特段なし。ただ、受講生の反応などについて意見交換を随時行っている。
2 (*)	「民事実務演習」 その他債権回収・保全等・クリニック新講座	民事実務演習 2単位・週1コマ 債権回収と保全 2単位・週1コマ クリニック講座 1単位・週1コマ	6セメ 3セメ又は5セメ 5セメ	専任(弁護士)1名 非常勤(弁護士)1名	・伊藤『入門』 ・伊藤・山崎編『ケースブック』	法曹に求められる素養は、問題解決能力である。そのためには、事案分析能力・法的分析能力・法的文書作成能力等が必要であるが、本来はこの能力は有機的・一体的なものとして育成されなければならない。しかし、実務法曹となるためのステップとしては、必要な事実とは何かを知り、法的分析を行うための背景にある要件事実論、当事者の主張及び証拠によってどのような事実が認定されるかという事実認定論、当事者の代理人として主張することや当事者を説得するための判決起案等の書面作成に必要な知識及び能力を高めるための法的文書作成のための講座を設けて、今まで学んできた法律が実際の実務でどのように活用されるかということを体験させる。この講座にあっては授業方法は事前課題を学生が回答してくることを前提として、この回答を一つの素材としながら、分析方法や回答の仕方などについて学生に発表させながら授業を進めていく。	夏季休暇期間中の専任教員により、司研『問題研究』を教材とした、集中講座を開いた。 また、現在実務家教員により、事例問題を学生に提供し、その事例を素材として訴状・答弁書等を作成させる過程で要件事実の基礎的な学習を行っている。 なお、受講対象は2年生である。	派遣裁判官には、民事実務演習の中で事実認定論を中心に担当して頂くことになっており、このことについてはすでに裁判所に連絡済みである。 具体的に担当者が決まった段階で全員で集まり授業内容について協議をする予定。
3 (*)	「民事訴訟実務基礎論」	2単位・週1コマ	4セメ	専任(裁判官経験者)1名	加藤・細野『要件事実と実務』(予定)	(予定) 『要件事実と実務』を基本教材とし、担当教官が作成したオリジナルのサブノートを副教材として用いる。 サブノートには、思考過程に従って多数の発問を用意している。授業形式は主として講義方式となるが、教官が一方向的に教示するのではなく、学生が自らの頭で考える機会を設けている。 評価の方法: 理解の程度を確かめるため、適宜レポート提出を求めるが、小テストは予定していない。	(記載なし)	科目は単独で担当。 民事訴訟法の担当教官との間で、レジュメの相互開示、意見交換等により、連携を密にしている。

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
4 (*)	「民事実務の基礎」	1 Semester 週1コマ (1コマあたり100分)、2単位	3セメ	専任(裁判官経験者)2名 専任(弁護士)1名 非常勤(裁判官)1名	・司研『問題研究』 ・司研『演習教材』 ・司研『認定教材』	「民事訴訟実務の基礎」は、4人の教員担当するので、1人の教員が担当する受講生は十数人であり、きめ細かい授業を目指している。 演習形式を基本とし、適宜講義を交える。原則として、各講義に関連する課題を予め出しておき、それについての質疑応答を中心とした進行を予定している。 裁判官経験者である教員2名が、司研『問題研究』を主として担当し、基本的な要件事実についての講義案を作成する、弁護士である教員が具体的な事案を提示して訴状・答弁書作成に必要な事実整理についての問題と講義案を作成する、派遣裁判官は、同様に事案を提示して事実整理と事実認定に関する問題と講義案を作成するとの役割を決めて合議を重ねている。 レポートの提出は2回予定している。教材に沿った課題を作成して提示する予定であるから、教材は授業における質疑応答の際に利用する。	(記載なし)	前記のとおり、分担とを決めたうえ、協議しつつ講義案を作成しつつある。
5	「要件事実論」	2	2	裁判官経験者1名	未定	(記載なし)		
6 (*)	「民事要件事実基礎」	2単位・2週間に1コマ(90分)	2年(又は3年)・通年	みなし専任 裁判官)1名	・司研『問題研究』 ・司研『演習教材』 ・司研『一審解説』	・予習を前提とした講義 ・学生には適宜発言を求める ・課題起案と講評もあり	(記載なし)	「実務民事法」(14単位、2年配当、2クラス)においても要件事実が取り上げられることになるが、時間の制約上概括的な説明に止まざるを得ず、詳細は「民事要件事実基礎」に委ねることになる。
7 (*)	「民事実務の基礎」 「民事法演習3」	いずれも、2単位・週1コマ(1コマ90分)	既修者コース 3セメ 2セメ	民事裁判官(派遣裁判官)(05年4月着任予定)・専任 弁護士2名・特任	(2005年度開講予定) 教科書: 司研『一審解説』 司研『類型別』 参考書: 『重要判例解説』有斐閣)	(2005年度開講予定) 討論をさせながら授業を行なう。	特になし	事前の打合せを充分に行なう。 実務家教員と研究者教員がペアで担当する科目については、研究者が理論面を、実務家が実務面の解説を行う等の役割分担を明確にする。

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
8	「民事訴訟実務の基礎」	2単位	3セメ	弁護士1名 裁判官1名	<ul style="list-style-type: none"> ・司研『問題研究』 ・司研『認定教材・貸金』 ・司研『認定教材・保証』 ・『民事弁護の手引』 ・『民事弁護における立証活動』 ・司研『一審解説』 ・司研『起案の手引』 ・司研『類型別』 	1.パワーポイントにて講義 2.教材 3.補充問題 4.補充資料 5.ビデオ 6.レポート (主張整理、ブロックダイアグラム、答弁書起案など) 2～4にもとづき、ディスカッション形式	1.実体法との関連を意識させ、知識確認を行う。 2.具体的事実の中から、要件事実を抽出するという観点から考える。 3.教材と補充問題を組み合わせ、簡易なものから難易度を上げる。 4.数をこなすことより、要件事実というものの考え方を学ばせる。	授業内容については、担当教員が打ち合わせた後、各自の裁量で行う。
9	「民事裁判A」、 「民事裁判B」 (法律基礎科目群) 「訴訟実務入門B」、 「民事裁判実務」 (実務基礎科目群)	いずれも2単位、1コマ(90分)	3セメ(必修) 4セメ(必修) 3セメ(必修) 3セメ又は4セメ(選択)	専任(裁判官経験者)1名 専任(裁判官経験者)1名	東孝行『法科大学院における要件事実教育について(その1)(その2)(その3)』 久留米大学法学43号、44号、48号 『同(その3)、(その4)』 久留米大学法学48号、49号 司研『問題研究』 司研『演習教材』 司研『要件事実1巻』 伊藤ニ山崎編『ケースブック』 司研『一審解説』 司研『認定教材・貸金』 司研『認定教材・保証』	演習、レポート(原則毎回) 前半5,6回講義、後半演習、レポート 前半5,6回講義、後半演習、レポート	本学では要件事実教育は少なくとも民事法に限っていえば民法、商法、民訴法等法律基本科目及び「民事裁判実務」等の実務基礎科目に共通して検討すべき事柄であり、初歩的な事項は左記の4科目に限らずその他の基本的科目に共通する課題として考えている。民事法担当教員の協議のもとに開学に備えたのはそのことの第一歩である。 これら関連基礎科目においも、例えば民法総則では「私権の変動の要件」にふれることになるし、また判例を参考として引用する際にも事案につき「請求は何か、その理由は何か」といった問いかけをすることによって判例の理論を正確に理解できると考える。 このような考えに基づき左記専ら要件事実教育に関する科目以外の民事関係科目においても配慮することにしていく。この点の実施状況について検討すべく、民事関係教員の会合を開催している。 なお、公法特に行政法に関して要件事実教育の問題があり得ることは公法関係の教員の課題として検討することになっている。 実務基礎科目では要件事実教育が中心となるが、常に民事実体法、手続法との関係で考える教育を目指している。	開学前に内容、程度、教材等について他の民事法担当教員と共に検討した。他の民事法担当教員の要件事実教育に関する役割については左記のとおりである。

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
10 (*)	「民法演習」 「民事訴訟実務の基礎」 このほか、「導入講義」、「民事法総合演習」、「民事模擬裁判」など。	2単位 2単位	3セメ 5セメ	専任(研究者)1名 専任(裁判官経験者)1名 につき非常勤 裁判官 1名 以上のほか、につき、更に研究者教員2名、	伊藤ニ山崎『ケースブック』 司研『一審解説』 司研『問題研究』 吉川慎一『要件事実論序説』司研論集2003所収 司研『演習教材』 司研『認定教材・貸金』 司研『認定教材・保証』	演習形式による討論。 来年度以降開講のため、検討中。	本法科大学院は、要件事実教育を、「法曹としての基本的なスキルとマインド」を身につけさせるべき法科大学院教育の、入口・過程・出口の各段階における共通の要諦と考え、導入講義・再導入講義・各授業科目・派遣裁判官担当科目を通じて一貫した要件事実教育を施し、もって本学法科大学院の構想の軸である「格調ある実践的法曹の養成」を実現しようと努めているところである。教員間の認識・理解の差等も手伝って前途多難ではあるが、倦まず弛まず、法科大学院教育の理想を追求していく決意である。	総合演習科目における複数教員担当は、1個の授業を複数(2名)の教員が同時に主宰する方式であるが、現在のところ、研究者教員と実務家教員とが交互に主導権(演習素材となる事案及び論点の設定)をとって授業を進めており、事前に緊密な協議を行っている。クラスが複数にわたるときは、各教員ペアが順次各クラスを持ち回りで担当する予定である。
11	「民事実務総合研究」 「民事実務演習」	2単位 2単位	4セメ 3セメ	非常勤 裁判官)1名 専任 弁護士)1名	教科書: ・司研『一審解説』 ・司研『問題研究』 ・司研『演習教材』 ・司研『認定教材・貸金』 ・司研『認定教材・保証』 参考文献: ・司研『類型別』 ・加藤ニ細野『要件事実と実務』 ・加藤『民事実務の基礎』 教科書: ・加藤ニ細野『要件事実と実務』 参考文献: ・司研『類型別』 ・伊藤ニ山崎『ケースブック』	教員とのやり取りや学生間の討論を中心とし、適宜、講義やまとめを行う。事例を課題として与えて検討させ、討論する。 、とも、評価の方法:期末試験、レポート、授業中の発言内容による。		
12	「要件事実と事実認定の基礎」 その後、に予定される民事模擬裁判並びに民事法総合演習、及びにおいても適宜指導する。	2単位・週1コマ(1コマ90分)	3セメ	専任 裁判官経験者 2名	・加藤ニ細野『要件事実と実務』 ・伊藤ニ山崎編『ケースブック』	教材等のうち、事前に読んでおくべき部分を指定し、事前に課題を与えて解答を提出させておき、 授業は演習方式で行い、適宜適時に事案を展開させて主張及び立証上の設問を与えて討論させ、 その上で理論面からの解説を施す総括的講義を行い、 宿題を与えてレポートを次回までに提出させる。 評価の方法:小テストは行わない。	特にないが、要件事実(事実認定)教育が実務に即したものとなるよう心掛けるとともに、院生の理論的分析的思考能力と事案解明の洞察力を養うための教育方法の一つとして講座を活用するつもりである。	1年前から協議打合せて授業内容を定め、考え方について合議している。授業は半数ずつを分担する(2クラス編成)。 分析的思考能力を涵養する教育方法としての機能を重視し、かなり突っ込んだ分析を担当教員間でしておき、院生の疑問や質問に応えられるよう準備するが、講義としては実務の見地からみて必要有意義と思われる限度にとどめる。

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
13	「民事裁判実務」 「民事訴訟実務の基礎」	2単位・週1コマ(1コマ90分) 2単位・週1コマ(1コマ90分)	4セメ 5セメ	みなし専任(弁護士)1名 みなし専任(弁護士)1名 非常勤(弁護士)1名 非常勤(裁判官)1名	教員作成教材未定	講義 講義	現在検討中	現在検討中
14 (*)	「事実認定演習」 「民事訴訟実務の基礎」	とも2単位・週1コマ	とも3セメ又は5セメ	兼任(裁判官経験者)1名 みなし専任(弁護士)1名	教科書: 実際のまたは模擬の裁判記録 参考文献: ・司研『類型別』 ・伊藤『事実認定の基礎』 教科書: ・升田『要件事実の基礎と実践』 参考文献: 大江『要件事実民法』	事前の予習に基づく、学生相互の討論を行なわせる。 評価の方法:授業での討論内容とレポートによるが、場合により筆記試験を行なう。 一方的な講義ではなく、随時、質疑討論を行なう双方向の授業とする。 評価の方法:まとまった単元終了時に小テスト(筆記試験)を行い、この成績を基本として、授業中の質疑応答姿勢を加味する。	全般的に、FD活動を通じて全教員にその重要性を授業の中にとりこむように呼びかけている。特別に工夫している事項はない。	複数教員が担当していない。
15	「民事法務基礎」 「民事裁判基礎」	いずれも2単位・週1コマ(1コマ90分)	5セメ 6セメ	みなし専任(弁護士)1名 みなし専任(裁判官)1名	・伊藤・山崎『ケースブック』 ・伊藤『要件事実の基礎』 ・司研『問題研究』 ・司研『類型別』 ・副読本として、加藤『民訴実務の基礎』	書面の作成、手続についての講義の後、随時問題について起案させ提出させて、討論綱要、解説をする。 評価の方法:事例を与えて訴状等を起案させ、問題点の検討の仕方、理解度を測定し評価する。出席状況、授業の際の応答、起案の内容、期末試験の成績を総合して評価する。 設例答を事前に検討させて、指名された学生の報告に対する質疑応答を中心として、解説も行なう。 評価の方法:出席状況、授業での応答、レポート又は期末試験を総合評価する。	[記載なし]	[記載なし]

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
16 (*)	「民事訴訟実務の基礎」	2単位・週1コマ(1コマ90分)	3セメ	専任(研究者・裁判官経験者)1名 非常勤(裁判官)1名	・司研『問題研究』 ・司研『類型別』 ・司研『演習教材』 ・司研『認定教材・保証』 ・司研『認定教材・貸金』	2年次生95名をクラス 47名、クラス 48名の2クラスに分け、クラス は(水)9:00~10:30、クラス は(水)13:15~14:45に授業を行う。 シラバスの<授業計画>にそって、基本的には講義形式ではあるが、毎回ほぼ半数の学生に対して教員から指名して質問がなされる。第2回~第6回の課題について事前に具体的な課題が与えられ、授業の1週間前までに事務室に起案の提出が命じられ、授業においてその課題に関して検討がなされた。第7回~第9回の課題は、現実の事件記録を修正した形で資料を与え、1クラスを3グループに分け、各グループを更に原告代理人、被告代理人、裁判官に分け、それぞれ、訴状、答弁書の作成・提出を命じ、これを受けて裁判官が補正、釈明、訴訟指揮の方針について、書面を提出し、模擬法廷を使って実践させた。ほかに、京都地裁、大阪地裁への法廷傍聴、司法研修所作成のビデオの視聴などを授業外に行った。	配当年次についての考え方: 2年次前期(第3セメスター)に「民事訴訟実務の基礎」を配当しているのは、平行して行われている民事法演習、同、(いずれも内容は民法財産法)、同(内容は民事訴訟法)の学習に応用できるように、そして、後期(第4セメスター)で行われる民事法演習(民法財産法)、同(商法)、同(民事訴訟法)及び3年次における民事法総合演習(前期)、同(後期)において、その成果をフルに活用した生きた学習を可能とするようにとの配慮からである。	クラス を非常勤裁判官と専任教員が担当しているが、専任教員の役割は民法(実体法)理論の立場から随時発言もしくは問題点を指摘するという程度にとどまり、主担当者は非常勤裁判官である。関連科目(例、民事訴訟法)の担当教員との間の協働関係は、目下のところ存しない。
17 (*)	「民事訴訟実務の基礎」	2単位・週1コマ(1コマ90分)	4セメ	専任(裁判官経験者)2名 非常勤(裁判官)1名	・司研『一審解説』 ・司研『問題研究』	3名の教員で、同一内容の講義を同時進行する。 本科目の重要性に鑑み、予習復習を徹底させるとともに、理解度を正確に判定し、それを講義の内容に反映させるために、質疑応答、小テスト、レポート等を活用し、必要に応じ個別指導を行なう。	要件事実論を会得すれば、複雑な民事紛争も比較的容易に正当な結論へと導きうることを学生が十分理解できるよう、授業の内容方法と工夫していきたい。	現在まだ始っていないので、その実際を報告することができない。 しかし、予定としては、3クラスに分かれるが、できるだけ同一内容の教育を提供するため、教員相互間で打合せ、情報の交換、学生の理解度、小テストの時期内容等について連絡を緊密にするつもりである。
18 (*)	「民事実務」	2単位・1コマ90分	4セメ	専任(弁護士)1名	加藤編『民訴実務の基礎』(副読本 司研『類型別』)	予め1回ごとの授業内容を事前に学生に知らせ、予習・復習に備える。	(記載なし)	(記載なし)
19	「民事訴訟実務の基礎」 その他では「民事法総合演習」においても扱う	「民事訴訟実務の基礎」2単位・1コマ90分 「民事法総合演習」2単位・1コマ90分	「民事訴訟実務の基礎」5セメ 「民事法総合演習」4セメ	研究者教員1名 弁護士教員2名	未定	演習形式でレポート、テストを用いる	(記載なし)	「民事訴訟実務の基礎」と「民事法総合演習」で要件事実についてのどの程度教えるか協議している。

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
20 (*)	「民事法総合（要件事実・事実認定基礎論）」 その他では、「民事訴訟実務の基礎A・B」などにおいても扱う。	「民事法総合（要件事実・事実認定基礎論）」は4単位、週2コマ（1コマ90分）、授業の後に、任意参加のオフィスアワー（質問タイム）がある。	3セメ	専任（裁判官経験者）1名 現在は、上記のものが1人で「民事法総合（要件事実・事実認定論）」を担当しているが、「民事訴訟実務の基礎A・B」は他の者が担当する予定であるし、「民事法総合（要件事実・事実認定論）」も、将来、他の者とともに担当することになるかもしれない。	・伊藤『入門』 ・司研『問題研究』 ・伊藤＝山崎『ケースブック』	演習形式を基本として、適宜、講義も交えている。課題を頻繁に出すようにして、学生の自発的勉学を求めている。授業では、なるべく学生に発言を求めている。小テストは今のところ実施していない。 前記教材の使用方法は、これまで前記『入門』に沿って行ってきたが、その場合に、『入門』に記載してあるところについて、予め課題を出してレポートを提出させ、その講評という形を中心としてやってきた。 前記『問題研究』は、基本的には学生に自習させ、そのすべての範囲について学生から疑問に思ったところを質問（書面）させて、それについて授業を行った。 現時点（6月始め）においては、概ね上記を修了し、前記『ケースブック』に入ったところである。同書の使用の仕方としては、同書の説明部分については、やはり学生から質問（書面）を出させ、それについて授業を行うこととし、同書の練習問題についてレポートを書かせる方法で行っていく予定である。 評価の方法：出席・レポートなどの平常点と前期末の定期試験で行う。	独自の取り組みというほどではないが、やはり2年次前期（第3セメスター）と言う早い時期に、実務科目としてでなく法律基本科目として配置し、週2コマ4単位を充てているのは、一つの特色であろう。そのようにしている理由は次のとおりである。すなわち、要件事実教育は、理論と実務を架橋するために、法科大学院における基本をなす科目として重視すべきであるが、それを第3セメスターに法律基本科目として集中的に行うことによって、他の科目の学習にも役立つ、実務に即した法的考え方の基本を早期に習得させることができるからである。 授業の基本的方針としては、学生に、あくまで「なぜ」を基本として自分で考えさせるという方針を採っており、要件事実教育が機械的・マニュアル思考的にならないようにすることを、最も心掛けている。	前記のように現在は「民事法総合（要件事実・事実認定論）」の担当者は1人であるので、それ自体として協働という問題は生じないが、他の関連科目である「民事法総合」との間では、随時、レジュメの交換、協議などを行い、連携を密にしている。今後予定されている「民事法総合～」「民事訴訟実務の基礎A・B」との間でも同様にしていく予定である。
21	「民事実務基礎演習」は主として要件事実を中心に、は主として事実認定を中心に行う。	1週1コマ（1コマあたり90分） 授業のあと翌日午前中にオフィスアワー（質問タイム）がある。	4セメ及び5セメ	弁護士2名	・伊藤『入門』 ・加藤＝細野『要件事実と実務』 ・司研『一審解説』	演習形式を基本とするが、講義も重視する。事件記録を用いて手続の流れを把握し、訴訟関係書類になじませるとともに、事実関係を把握した上で法律構成をなし、法律構成を核とし、事実と理論に根拠づけて、自己の主張を正当化するという法実務家の基礎的能力のベースとなる要件事実・事実認定を学習する。 評価方法：出席・授業への寄与（発言・発表など）、レポートの提出などで行う。	要件事実の知識は、理論と実務を架橋するもので、事実解決のために必要な素材をみずから収集して弁論や判決を組み立てるためのツールであることを学習する。	担当者がAとBの2人いるので、講義内容については2人で協議検討している。民事実務基礎演習（2年後期）をAが担当し、その後、（3年前期）をAが担当したときに、Bが、民事実務基礎演習を担当し、その後、Bが、同を担当したときに、Aが民事実務基礎演習の担当に戻る。
22	「訴訟実務基礎（民事）」	2単位・週1コマ（1コマ、95分×13回）	5セメ	研究者教員1名 非常勤（裁判官）1名	裁判例など教材を作成	演習方式	なし	共同検討会の実施

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
23 (*)	「民事裁判実務」 (ただし、要件事実を中心に 取り上げるのは全体の4割 程度。)	2単位・90分	4セメ	専任(弁護士)1名 みなし専任(裁判官経験者)1名 みなし専任(弁護士)1名	・日本弁護士連合会『民事訴訟実務の基礎』(2002年) ・司研『一審解説』 ・伊藤『入門』も検討中。	学生が教員のレクチャーを「聴く」という方法は最小限に止め、プロブレム・メソッドおよび起案・講評を主とする。訴状作成前の導入的な講義をもう1回増やす予定である。 評価の方法:授業の中での積極的参加と発言、訴状や答弁書、メモ等の起案、筆記試験等を総合して評価する。	民法演習 (2年次後期)、民事法総合演習 (3年次前期)などの関連科目においても、要件事実を意識した授業内容を工夫しようとしている。	平成15年度より、担当教員間で1ヶ月に1回程度、教材や授業の進め方等について協議を重ねてきている。法情報調査・法文書作成(2年次前期・2単位必修)は前記みなし専任教員(裁判官経験者)、同専任教員(弁護士)も担当しているが、同科目の中でも要件事実を意識して取り上げる等して、民事裁判実務 にもつながるように努めている。
24	「民事訴訟実務の基礎」(6クラス)	1コマ(2単位)90分	4セメ	専任教員(弁護士)3名 専任教員(裁判官経験者)1名 みなし専任教員(派遣裁判官)1名	・加藤編『民訴実務の基礎』 ・司研『問題研究』 ・司研『演習教材』 ・司研『認定教材・保証』 ・司研『認定教材・賃金』 事前に模擬記録を配布する。	学生は、毎回、教科書・参考書や、配布される模擬記録等を熟読し、事前に提出される課題、設問等について、自らの頭で考え、あるいは必要な事項を調査してメモを作成するなど、十分な事前の準備をした上で講義に臨むことが求められる。講義は、学生に報告させた上で、教員による質問、学生相互の討論、教員による講評を行うことにより進められる。必要に応じ、簡単なレポート(サマリーライティング等)の作成・提出を求めることがある。 評価の方法:成績は、教室での講義における報告・討論の内容、提出されたレポートの内容、期末試験(事例に基づく起案等の方法による試験)の総合評価とする。	(記載なし)	(記載なし)
25	「民事訴訟実務の基礎」	2単位	3セメ	専任(裁判官経験者、弁護士)1名 専任(弁護士)1名 非常勤教授(派遣裁判官)1名	・司研『問題研究』 ・司研『類型別』 ・司研『認定教材・賃金』 ・司研『認定教材・保証』 ・司研『演習教材』	課題を出して、多角的・双方向的授業を行なう。 評価の方法:課題として課するリサーチペーパー、期末試験、授業時の報告・討論を総合的に評価する。		授業形態は、裁判官経験者である教員と弁護士である教員とオムニバス形式である。

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
26	「民事訴訟実務の基礎」	週1コマ 1コマ90分 (準備時間を含まず)	3セメ	専任(裁判官経験者)2名	教材: ・司研『一審解説』 ・司研『認定教材・貸金』 ・司研『認定教材・保証』 ・司研『演習教材』 参考文献等: ・司研『類型別』 ・司研『起案の手引』 ・伊藤『要件事実の基礎』 ・伊藤『事実認定の基礎』	簡易事例研究と課題研究の2種類の研究を行う。 前者では、原則として、毎回レポートを提出させて討議し、講評行なう。 後者では、訴訟記録又はより簡略な言い分事例(簡易事例より複雑で高度な事例)を提示し、攻撃防御の分配についてレポートを提出させ、討議する。 評価の方法: 期末試験を基本としつつ、出席状況、レポート、小テスト、課題への対応を加味する。特に、研究報告、議論のリード、質問・発言による議論への積極的参加などを考慮し、多元的評価を行なう。	なし	1 コマ分担 (A教授第 コマ~第 コマ) 2 相担当教員との随時打合せ
27	「民事実務基礎論」	2単位 週1コマ(1コマ90分)×15週 + 定期試験(120分)	4セメ	専任(裁判官経験者)1名 非常勤(弁護士)1名	・伊藤『要件事実の基礎』 ・伊藤『入門』 ・伊藤・山崎編『ケースブック』 ・司研『類型別』 ・加藤編『民事実務基礎論』	既修者クラス 演習形式 未修者クラス 講義とレポート ただし、今秋から授業を開始するので、今後も創意・工夫を重ねて行きたい。	民事法関係の演習、民事訴訟法講義等に適宜要件事実教育を加えて教育をしている。	教員2名で各25名(50名/2人)の学生担当 各別に授業するが、教育方法、教材等については事前打合せで、可能な限り、同じ教育内容とする
28	「民事裁判演習」 その他では、「民事手続法演習」においても扱う。	「民事裁判演習」は2単位・週1コマ(1コマ90分)	未修者6セメ 既修者4セメ	専任(弁護士)2名 非常勤(裁判官経験者)1名を予定	未定	教材を事前に配付して検討させ、授業に置いて報告させ、受講者全員がいずれかの立場に立って、討論する。 評価の方法: 授業での発言状況、課題への対応状況、出席状況について総合評価を行い、単位論文の提出に基づき評価を行なう。	特になし	不定期で会合がもたれている。
29 (*)	「民事訴訟実務の基礎」	2単位・週1コマ(1コマ90分)	5セメ	非常勤(裁判官)1名	未定	具体的事例を題材に、解説を行なうとともに、学生に報告、討論を行なう方法をとる。 評価の方法: 各回のレポートとその内容、討議の内容、期末試験の成績により評価する。	[記載なし]	[記載なし]

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
30	「裁判実務基礎(民事)」 その他では、「法律実務基礎」等においても扱う。	「裁判実務基礎(民事)」3単位・週1コマ(1コマ90分) および夏期休業中に集中	5セメ及び夏季休業中	「裁判実務基礎(民事)」 専任(裁判官)1名 専任(弁護士)2名 非常勤(弁護士)数名	・加藤ニ細野『要件事実と実務』 ・伊藤ニ山崎編『ケースブック』	具体的な事例を素材として、双方向的・対話的な授業を行う。 評価方法:平常点と筆記試験による。	配当年次についての考え方: 1年次・2年次配当科目には、要件事実教育を中心に行う科目はないが、科目担当教員は要件事実教育を取り込んだ授業を行うように心掛けている。要件事実教育を中心に行う科目は3年次配当であるが、これは、学生が基本的な法律知識を得た上で要件事実教育を受けることのほうが、教育効果が高まると考えたからである。	専任教員および専任実務家教員が中心となって、「裁判実務基礎(民事)」の担当教員間の協働関係を高めている。また、そのような教員が、関連科目の担当教員との連携を図っている。
31	「対話型演習 民事裁判実務」	2単位・週1コマ(1コマ100分)	未修者3年次 既修者3セメ	みなし専任(裁判官)1名	(予定) ・司研『問題研究』 ・加藤編『民訴実務の基礎』 ・司研『類型別』	具体的な設例を多く使用し、学生との対話を通じて授業を進める。 レポートは簡単なものを2、3回予定。	要件事実教育を中心的に行う科目は、平成17年度からの開講であるため、詳細は現在検討中。	関連科目につき研究者教員と実務家教員との間で打合せを実施(予定)
32	「民事実務基礎」	2単位・週1コマ(1コマ90分)	4セメ	専任(研究者)1名 専任(弁護士)1名 みなし専任(裁判官)1名	・司研『問題研究』 ・司研『一審解説』 ・加藤編『民訴実務の基礎』	検討中。 (講義、演習、レポート、小テストを組み込む予定) 評価の方法:平常点と定期試験で行う予定。	特になし。 ごく一般的なものになると思う。	相談中。
33 (*)	「民事訴訟実務」 「民事訴訟実務」	いずれも2単位・週1コマ(1コマ100分)	3セメ 4セメ	専任(弁護士)1名 非常勤(裁判官)1名	・司研『要件事実1巻』 ・司研『要件事実2巻』 ・司研『類型別』 ・司研『問題研究』 ・司研『一審解説』 ・司研『起案の手引』	講義、演習、レポートの繰り返し。	とにかく、要件事実を書かせることに重点を置いている。	専任(弁護士)教員と非常勤(裁判官)教員との協力・分担を行っています。
34 (*)	「民事訴訟実務基礎」 「民事法総合演習」	とも2単位(週2時間×15週)	5セメ 6セメ	以下の体制で実施する予定。 専任(弁護士)2名 専任(弁護士)4名 専任(研究者)4名 派遣裁判官を加えることを検討中。	・司研『問題研究』 ・伊藤『入門』 ・オリジナルの事例教材などを予定。	講義、演習、レポートの作成などを適宜、織り交ぜて実施する予定。 授業中は、学生との応答を通して、要件事実のあり方について学生みずから考えさせるように努める。	要件事実教育は、3年次の左記2科目が中心となるが、1年次から、民法・民事法などの実体法関係の科目において、要件事実を意識した教育を行い、学生が理論と実務のつながりを認識しつつ学べるように配慮している。	担当教員の会議を何度も開き、その中で、授業の内容・方法、評価方法について協議を行う。そこでの決定に沿って授業を実施するが、授業途中でも逐次、見直しを行う。

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
35 (*)	「事例研究」	1コマ90分	4セメ	弁護士教員1名	・プリント配布 ・参考書 司研『問題研究』	最初の第1回は講義形式。 2回目からはあらかじめ配布した問題について、自宅で回答やレポートを作成し、授業時間に発表させる。 評価方法:小テストは随時実施の予定。	民法を立体的に理解するためには数多くの説例について、要件事実・抗弁・両抗弁等の構造を学習させることに留意したい。 特に法学未修者に対し民法を体系的に学習させたいと考えている。	なし
36	「民事訴訟実務の基礎」	2単位・週1コマ(1コマ90分)	4セメ	専任(弁護士)2名 派遣裁判官1名	・司研『問題研究』 ・司研『認定教材』 ・司研『演習教材』	裁判官教員と弁護士教員で各回について主担当を定め、主担当と学生らとの双方向・多方向の講義について、他の担当教官がコメントを加える形で意見を披露して受講者の多角的な理解を図る。 評価の方法:期末テスト中心とする。但し講義での発言や報告の出来も20パーセント程度考慮する。	授業に先立って、名古屋地方裁判所での裁判官教員自身の法廷・準備室等を見学させ、弁護士教員(2名)も参加して、手続上の問題を検討した。	前記「授業の方法」記載のような工夫をしているほか、シラバス作成の段階から、3者で協議を重ね、連携を図っている。
37 (*)	「民事法総合演習」 その他に「民事裁判」においても扱う	「民事法総合演習」は、週1コマ(1コマ90分)	4セメ	兼任(弁護士)1名	未確定 参考文献として、伊藤教授の著作に加えて、 ・有斐閣『法律実務講座』民事訴訟編5巻4節判決書、 ・司研『起案の手引』 ・司研『要件事実』 ・司研『類型別』を検討している。	司法研修所における要件事実教育は、司法試験合格者という高レベル者が対象であったから、個々の要件事実論を展開しても民法の全体系の中のどの部分について論じているか理解できた。法科大学院生諸君の民法の理解程度は全く不明であり、授業を実際に見なければ、授業の形式・方法を構想することは難しい。最初は、要件事実とは何か、何故分解することが必要なのか等々を具体的事例に則して講義し、進行するに従って演習をし、更に理解が進んだらレポートや小テストの採否を検討して行わざるを得ないと考えている。	現時点において特になし	重複度は薄い但し近日中に共働関係につき協議を持つ。
38 (*)	「民事訴訟実務の基礎」	2単位・週1コマ(1コマ90分)	4セメ	専任(弁護士)1名 専任 裁判官経験者 1名 ただし平成17年度から。	・加藤ニ細野『要件事実と実務』 ・伊藤ニ山崎編『ケースブック』 ・田尾桃二ニ加藤新太郎『民事事実認定』(判タ社)	授業前又は授業中において適宜指示する。予習復習を徹底させ、理解の不十分な者に対しては、3年次に補講をする。 評価の方法:試験結果のほかに、授業過程で適宜起案、レポートの作成等を課し、授業中の討論における発言姿勢・内容等をも総合して評価する。	民事法についての「答案の書き方、考え方」の自主ゼミ、練習会を研究室にて少人数で開いている。その際、実際の事件記録(自分がこれまで扱った事件で既に確定したもの)の訴状、答弁書、判決書などの"生"の書類を見せながら実務(訴訟等)の中でどのように要件事実が記載されたり取り扱われたりしているかを院生に体験させている。	なし

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
39 (*)	「民事裁判実務基礎」 その他では、「民事法総合演習」においても扱う。	「民事裁判実務基礎」は2単位・週1コマ(1コマ90分) ただし、起案等の時間を、無単位で併設するので、実質1セメスター週2コマ	5セメ	専任(裁判官経験者)2名 専任(弁護士)2名 研究者1名 非常勤(裁判官)1名	教科書 司研『一審解説』 その他オリジナルの教材 参考書 1.伊藤 三山崎編『ケースブック』 2.司研『起案の手引』 3.最高裁判所事務総局編『新しい様式による民事判決書集』(法曹会) 4.司研『民事弁護の手引き』(日本弁護士連合会)	第1 訴訟手続研究(第1回から第3回) 第2 演習問題研究1原告被告の主張整理(第4回から第5回) 第3 演習問題研究2判決における事実摘示(第6回から第7回) 第4 問題研究1訴状答弁書起案研究(第8回から第9回) 第5 問題研究2最終準備書面起案研究(第10回から第11回) 第6 問題研究3判決起案研究(第12回から第15回)	配当年次についての考え方: 独自の取り組みというほどではないが、やはり2年次後期(第4セメスター)という早い時期に実務基礎科目としてではなく、法律演習科目として配置し、週2コマ4単位を充てている。そのようにしている理由は次の通りである。すなわち、要件事実教育は、理論と実務を架橋するために、法科大学院における基本をなす科目として重視すべきであるが、それを第3セメスターに法律演習として行うことによって、要件事実教育の先取り、橋渡しを行う。他の科目の学習にも役立つ、実務に即した法律的思考方の基本を早期に習得させることができるからである。	共同でシラバスを作成し、授業自体は、民裁・民弁等、司法修習同様に分担する。また教材も共通化をはかり、事前・事後の協議を行う。
40	「民事訴訟実務の基礎」	2単位・週1コマ(1コマ90分)	3セメ	専任(弁護士)1名	日弁連民事訴訟実務教材研究会『民事訴訟実務の基礎 主張と立証』(2002.12)	売買や賃貸借など複数の典型的な類型毎に用意した詳細な事例をもとに、原告代理人弁護士ならどう考えるのか、被告代理人弁護士ならどう考えるのかといった観点から、要件事実論や事実認定論の基礎を学ばせる。 ケースメソッド方式の双方向・多方向の授業を行う。 評価の方法:出席・講義における発言回数及び内容、レポートの内容等を総合評価して行う。期末試験は一応予定しているが、レポートに代える可能性も大きい。	当大学は、すべて3年制であり、要件事実教育については、来年以降の実施になるため、現時点で、特に、具体的な取り組みはない。	現在、複数教員で同一科目を担当する予定の科目はない。関連科目相互間では、今後相互の役割分担を明確にするよう協議を行う予定である。
41	「民事実務基礎」	2単位・週1コマ(1コマ90分)	4セメ	専任(弁護士)2名	司研『類型別』	評価の方法:講義への参加、レポートなど総合的評価。試験も行う。	(記載なし)	(記載なし)

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
42 (*)	「民事実務基礎 (要件事実・事実認定論)」	2単位・週1コマ(1コマ90分)	既修者 1セメ又は 3セメ 未修者 3セメ又は 5セメ	主として専任(裁判官経験者)1名	・担当者が作成したプリント ・司研『要件事実1巻』の総論部分 ・司研『演習教材』 司研『認定教材・貸金』『認定教材・保証』 ・ビデオ『民事訴訟第一審手続の流れ』	毎回の授業を3つのコーナーに分けて集中訓練を試みている。 具体的には、第1コーナーで、前回の復習について記載されたプリントを配布して、10分程度一定の作業を行わせて上で指名しながら解説を行い、第2コーナーで、要件事実論等に関する簡単な課題を記したプリントを配布して、同じく10分程度で作業を行わせて上で指名しながら解説を行い、さらに、第3コーナーでは、予め司研『要件事実1巻』の総論部分の一定範囲を精読してきてもらった上で、指名しながら解説を行う、というようにしている。 なお、期末テストは実施するが、小テストは実施しない。	特になし	特になし
43 (*)	「訴訟実務の基礎(民事)」	2単位・週1コマ(1コマ90分) 必修	5セメ	専任(裁判官経験者)1名予定	(1)司研『問題研究』 (2)司研『類型別』 (3)その他	まだ開始していないので、現段階では回答できない。	要件事実教育を中心的に行う予定の科目はまだ開始していないが、民事訴訟法演習Aでは判例を中心とした演習を行っている。毎回1件の判例について、第1審、第2審の各判決に基づき主張と認定の要件事実的分析をし、これと上告審判決の判例とされている箇所の位置づけを検討させ、要件事実の導入的な教育を行っている。第1審、第2審は、ある程度整理されているので、初心者には向いていると思われる。	複数教員が担当することは予定していない。
44	「民事訴訟実務の基礎」 「事実認定論」	2単位・週1コマ(1コマ100分) 2単位・週1コマ(1コマ100分)	4セメ 3セメ	非常勤(裁判官)1名 専任(裁判官経験者)1名	独自のプリント教材を使用	模擬記録に基づき、実際の訴訟の流れに沿って検討し、学生に報告させ、討論するという方法で行なう。 刑事裁判を中心とした授業とし、民事、非訟については刑事裁判と対比して問題の広がり意識させながら考えさせる授業とする。	(記載なし)	シラバスを作成する過程で、まず第一の共通認識を持つことにしている。又、授業参観も実施しており、FD研究会(委員会)を通して授業に関して、改善等の議論をしている。

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
45 (*)	「要件事実と事実認定の基礎」 (要件事実9回、民事事実認定3回、刑事事実認定3回)	2単位・週1コマ(1コマ90分)	未修者 3セメ 既修者 1セメ	専任(裁判官経験者)1名	・要件事実(及び民事事実認定)につき独自教材作成 要件事実総論部分(2回)と売買、賃貸借等類型的事例における要件事実についての個別問題6回分(各回3問ないし4問で、基本的な事例についての要件事実を問うもの) ・別に教科書として司研『要件事実1巻』と司研『類型別』を指定	要件事実の導入部として、最初の2回、事例に基づきながら講義形式で進め、全体像を理解させるとともに、簡単な事例については、要件事実を考えさせ(レポート提出は課さず)、第3回から第8回までは、個別問題について、指定した1問についてはレポート(ブロックダイアグラムを書かせ、そのように整理した理由を記載させた)を提出させて、他の問題とともに議論し、第9回において纏めの講義を行った。	取り立てて記載するほどのものではないが、要件事実の議論が抽象的・概念的になることのないよう、具体的事例を多く出し、その検討を通じて、総論で解説した要件事実の一般的、原則的な理論を確認させ、身につけることができるようにした。また、司法研修所の見解を原則とはするが、反対説を説明するようにしている。	要件事実の担当は前記教員一人である。「民事実務演習 及び 」が要件事実に関わりをもつ。同 の講義担当者(実務家専任教員・弁護士)と教科書の使用を協議している。同 は、前記教員と他の実務家専任教員・弁護士が担当する。
46	「民事訴訟実務の基礎」	2単位・週1コマ(1コマ、90分)	4セメ	専任(弁護士)1名	参考書: ・司研『一審解説』 ・伊藤＝山崎編『ケースブック』 ・伊藤『要件事実の基礎』 ・『民事弁護と裁判実務』1巻～6巻 ・司研『要件事実1巻』	要件事実の意義・機能を理解させるほか、具体的事例に基づいて、請求の趣旨・抗弁・再抗弁などの摘示・認否を行なうことを主とする。 評価の方法: 定期試験。その内容は、モデルケースの事件記録を渡し、事実の整理と証拠による認定をしてもらい、事実の整理の理由と事実の認定の理由を記載させる。	(記載なし)	(記載なし)
47 (*)	「要件事実論演習」	2単位・週1コマ(1コマ90分)	4セメ	専任(裁判官経験者)1名、 みなし専任(裁判官経験者)1名	プリントその他を授業時に配布。 参考文献は次のとおり ・司研『類型別』 ・司研『要件事実1巻』 ・『要件事実2巻』 ・加藤＝細野『要件事実と実務』 ・伊藤＝山崎編『ケースブック』	予習・復習を前提とし、事前に与えた設例により、要件事実の構成について検討したレポートを提出させ、授業ではこれに基づく討論を行う。	(記載なし)	各回の取り組みテーマ、レポートの課題は2人の担当教員で相談のうえ、統一することとしている。また、成績評価の面においては、担当教員の合議により単一の試験または担当者別の試験を実施するが、成績評価の厳格性と公平性を担保するために、単一の採点基準を設ける。

大学名	科目名	単位数・時間数	配当年次	要件事実教育に携わっている教員の概要	教材	授業の方法 [評価の方法]	授業の特色	複数の教員の関与
48 (*)	<p>「民事裁判演習」 他には「民事法演習（民事法総合演習）」においても扱う。</p> <p>*平成16年度は1年次生のみが在学している状況であるので、本年度は要件事実関連科目は開講予定はない。</p>	<p>いずれも、2単位・週1コマ(1コマ90分)</p>	<p>「民事裁判演習」4セメ又は5セメ 「民事法演習」4セメ</p>	<p>裁判官経験者1名を予定</p> <p>「民事裁判演習」は、同人と他の担当者と協同で授業を行う予定</p>	<p>・伊藤＝山崎編『ケースブック』 ・加藤＝細野『要件事実と実務』 ・司研『類型別』</p>	<p>来年度以降の予定として、授業形式は演習形式を基本とすることを予定している。毎回の授業においては予復習のための課題を課する。</p> <p>評価の方法:それらのレポート課題、授業における発言等の平常点と、定期試験により行う予定である。</p>	<p>独自に取組めるほどの余裕があれば理想的であるが、地方ではこの種の教育を行うためのインフラが整いにくい状況にあり、現状は、教育内容を全国的標準レベルで行うために尽力中である。</p>	<p>「民事裁判演習」は、担当者は2名であり、授業内容の協議・検討を随時行っていく予定にしている。「民事法演習」は1名が担当するが、その内容、教材については実務家教員(授業担当者以外の者も含む)のあいだで検討を重ねていく予定である。</p>
49 (*)	<p>特に「要件事実教育を中心に行う科目」はカリキュラムに用意されていない。</p>						<p>第1年次(3年制)の前期に配当されている「民事訴訟1」2単位は、「民事裁判の法理構造」を基本テーマとしており、そのなかで要件事実の基礎にも言及する。ちなみに、同じく第1年次の後期に配当される「民事訴訟2」2単位では「民事裁判の手続構成」が基本テーマとなる。さらに第2年次前期配当の「証拠と事実認定」2単位も含め、これら6単位分が民事司法関連の必修科目である。</p>	
50	<p>「要件事実教育」は、平成17年度開講予定につき、詳細については検討中である。</p>							